

広労総発 0217 第 3 号
令和 3 年 2 月 1 7 日

各事業主団体の長 殿

広島労働局総務部長



労働保険関係手続の電子申請について（依頼）

労働保険関係業務については、平素から格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止の対応が国民一人一人に広く求められており、広島労働局においても、来庁者の削減・分散を図るなど、密集・密室・密接の機会をできる限り回避する行動を継続する等、個々の行動がより大切であると感じています。

現在でも利用可能な電子申請については、コロナ対応としても効果的であるとともに、国民が行政機関にかけている行政コストの削減にも非常に有効であることから、国をあげてデジタル化の推進をしており、行政手続きの 9 割をオンライン化することを目標としています。

労働保険に係る電子申請に必要な電子証明書については、便利であるものの費用負担が必要な民間証明機関を利用する方法に加え、平成 28 年 1 月からは、事業主の個人のマイナンバーカードに搭載されている無料の電子証明書を用いることも可能であり、さらに令和 3 年 3 月から、経済産業省の G ビズ ID の無料認証システムを活用した電子申請を行うことができることとなっています。

厚生労働省では、電子申請の利用促進を図るため、電子申請の対象となる業務の更なる拡大も図っており、毎年 5 月を「電子申請利用促進月間」に指定し、周知広報を集中的に実施しているところです。

については、会員向けの広報誌等に、別添のリーフレットを活用していただき、貴団体会員の皆様への周知について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

広島労働局総務部 労働保険徴収課
広島市中区上八丁堀 6-30
広島合同庁舎 2 号館 4F
TEL082-221-9246 FAX082-221-2855

